

## 「工事下請注文書」における手形期間の短縮の扱いについて

特定建設業者は、建設業法の規定により、自ら注文者となった建設工事の請負契約に係る下請代金の支払いについて、当該支払いを受ける下請負人が資本金4千万円未満の一般建設業の許可業者である場合は、「割引困難な手形」を交付してはならないとされています。

この「割引困難な手形」については、下請代金支払遅延防止法（下請法）において運用を定めており、令和6年4月30日に公正取引委員会及び中小企業庁において運用の見直しが行われ、手形期間が60日を超える手形を下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして、本年11月1日以降に交付される手形から指導の対象とされました。

これを受け、建設業法上の「割引困難な手形」についても、本年11月1日以降に交付される手形期間が60日を超える手形は、同法が禁止する「割引困難な手形」に該当するとして、同法に違反するおそれがあるものとされました。

このことから、当協会が頒布する「工事下請注文書（注文書、注文請書、注文控（控え））〔ノーカーボン・3枚複写〕【昭和52年11月制定、令和2年4月改定】」表紙部分の注文書記載例中、「支払条件」における「部分払、完成払」欄の「サイト 日」について、以下のとおり修正いたしますのでご使用にあたってはご留意いただきますようお願いいたします。

### 修正前

支 払 条 件			
前金払	1,730,000	円	部分払 出来高・納入額の 90%
部分払	現金 50%、手形 50% (サイト 90日)		
完成払	現金 50%、手形 50% (サイト 90日)		

### 修正後

支 払 条 件			
前金払	1,730,000	円	部分払 出来高・納入額の 90%
部分払	現金 50%、手形 50% (サイト 60日)		
完成払	現金 50%、手形 50% (サイト 60日)		